

少額資産の取扱い

—固定資産税（償却資産）の申告が必要となります—

税務会計においては、使用可能期間が1年未満又はその取得価格が10万円未満である減価償却資産を事業の用に供した場合において、その法人がその資産の取得価格に相当する金額についてその事業の用に供した日の属する事業年度において損金経理をしたときは、その損金経理をした金額はその事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている。また、取得価格が20万円未満（個人の場合は10万円以上20万円未満）の減価償却資産については、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことも選択できる。

固定資産税においても、使用可能期間が1年未満の減価償却資産又は取得価格10万円未満の減価償却資産で、当該減価償却資産の取得に要した経費の全部が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上一時に損金又は必要な経費に算入されたものは課税客体としないとされ、また、税務会計において取得価格20万円未満の減価償却資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択した場合は、課税客体としないものとされている。

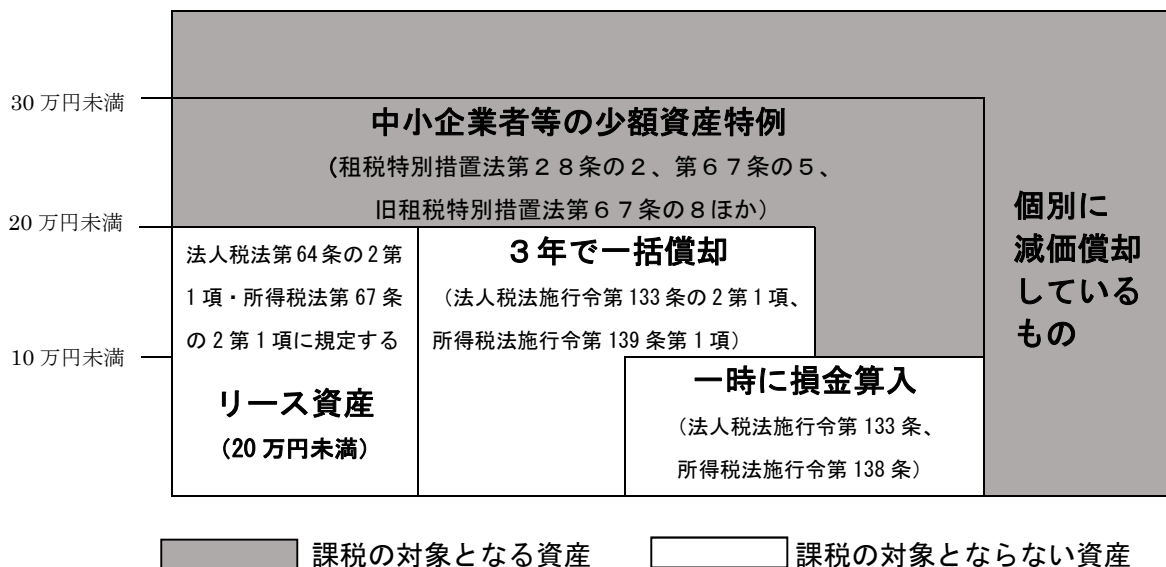
なお、平成19年度税制改正において、法人税法64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産（ファイナンス・リース取引に係るリース資産）で、当該リース資産の所有者が当該リース資産を取得した際における取得価格が20万円未満のものについても、平成20年4月1日以降、課税客体としないものとされている。

償却方法と取得価格による課税対象の一覧

固定資産税（償却資産）において課税の対象から除外する、いわゆる「**少額資産**」とは、

- ① 取得価額10万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの
- ② 取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したもの
- ③ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で取得価額が20万円未満のもの

租税措置法を適用して損金算入した資産については、固定資産税（償却資産）の課税対象ですのでご注意ください。



※取得価格が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別に償却しているものは固定資産の課税対象となります。